

平成 19 年度前期定期期末試験問題

神戸大学法学部（昼間主コース）

試験日 7 月 27 日（金）4 時限

授業科目名 特別講義ヨーロッパ(EU/EC)法

担当教員 瀧本 正太郎

ヨーロッパ共同体(EC)は、派生法と呼ばれる規範を定立する権限を有し、それら規範は構成国国内法秩序において直接適用可能であり(van Gend en Loos 判決)、しかも、構成国国内法秩序において当該国内法規範に優越する(Costa/ENEL 判決)。

EC 条約前文は、このような EC の権限の正統性を考える上で手がかりとなる。前文から、EC の権限の正統性の要素を抜き出し（複数見つかるはずである）、それら諸要素がどのような形で EC の具体的な制度・機構に現れているかを示せ。

注 本試験に関する限り、「正統性 legitimacy」という語は、以下の意味で用いること。

正統性とは、規範または規範発令者への服従の根拠に関わる概念である。

規範が、不服従の場合の制裁を恐れるという動機からのみ服従される場合は、その規範は正統性を欠いている。しかし、それ以外の場合は、規範は、服従者からみた（規範内容から独立の）「正しさ」の要素を含む。

人が規範に従うとき、それが内容的に正しいから従うということもあるが、服従の根拠がそれ以外の要素にあることも多い。たとえば、「そう法律が要求しているから」、「伝統的にそうなっているから」、あるいは「私が信服するあの人の命令だから」従うということがある。マックス・ウェーバーは、こうした服従根拠の問題を「支配の正統性」という視角から分析した。（平野仁彦ほか『法哲学』（有斐閣、2002 年）。一部変更付加）

政治社会を支配する政治権力（統治権）を最終的に正当化する「権威」を、正統性ある権威という。（大石真『憲法講義 I』（有斐閣、2004 年）。一部変更付加）

正統性とは、治者・被治者のいずれの立場からみても、権限を有する者に当該権限が与えられていることを正当化し、また、従うべき義務を正当化する、様々な理由の総体を指す。（Francis Hamon & Michel Troper, *Droit constitutionnel*, 28^e éd., Paris, LGDJ, 2003. 瀧本訳）